品川区国民健康保険料減免取扱要綱

制定　昭和５７年　４月　１日　　区長決定
　　要綱第１８２号
改正　昭和６１年　６月　１日　要綱第１３１号
改正　平成１３年　３月２２日　要綱第１２３号
改正　平成２０年　５月３０日　要綱第　８０号
改正　平成２２年　５月１８日　要綱第　７４号
改正　平成３１年　４月　１日　要綱第　４１号
改正　令和２年　２月２７日　　要綱第　７２号
改正　令和８年　４月　１日　　要綱第２４４号

（趣旨）

第１条　品川区国民健康保険条例（昭和 34 年品川区条例第 20 号。以下「条例」という。）第 24 条第１項および品川区国民健康保険条例施行規則（昭和 34 年品川区規則第 19 号。以下「規則」という。）第７条の規定に基づく保険料の減免は、この要綱の定めるところによる。

（減免対象者）

第２条　保険料の減免の対象者は、次の各号のとおりとする。

（１）条例第 24 条第１項第１号の規定に該当する者。ただし、保険料の納付義務者が条例第 23 条第１項各号に該当し、その利用しうる資産、能力の活用を図ったにもかかわらず、なお、著しくその生活が困難となった場合に限る。

（２）条例第 24 条第１項第２号の規定に該当する者（以下「旧被扶養者」という。）

（３）国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 59 条に該当し、療養の給付等が行われない期間にある者。

（申請の手続）

第３条　納付義務者は、保険料の減免を受けようとする場合には、国民健康保険料減額免除申請書（規則様式第 10 号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、区長に申請するものとする。

（１）条例第 24 条第１項第１号の規定による申請の場合

ア　給与証明書（事業所に勤務する者）

イ　収入額が確認できるもの（年金、仕送り等も含む。）

ウ　地代・家賃証明書、賃貸契約書

エ　預貯金通帳の写し（資産状況の分かるもの。）

オ　り災証明書

カ　失業、廃業および業務損害を証明する書類

（２）条例第 24 条第１項第２号の規定による申請の場合

ア　被扶養者資格を喪失した場合は、被用者保険の保険者の発行する資格喪失証明書等で被保険者および被扶養者の資格喪失年月日、生年月日等を確認できる書類

イ　他区市町村から転入した場合は、旧被扶養者異動連絡票(以下「異動連絡票」という。)等で旧被扶養者であることが確認できる書類

（３）法 59 条の規定による申請の場合

法 59 条に定める施設に収容されていた期間を証明する書類

２　前項の申請手続は、条例第 24 条第１項第１号の規定による申請については、納期限前７日までに、法 59 条の規定による申請については、施設入所中または退所後に、条例第 24 条第１項第２号の規定による申請については、取得時または減免の申請勧奨後速やかに区長に申請しなければならない。

（申請の調査）

第４条　区長は、前条の申請があった場合には、実態を調査し、申請の内容について確認する。

（減免の認定）

第５条　区長は、条例第 24 条第１項第１号および法 59 条の規定による減免を行う場合は、当該世帯の実収月額と基準生活費とを比較し、次の各号の算式により認定する。

（１）実収月額－基準生活費＝保険料充当額

（２）保険料賦課額－保険料充当額＝保険料を減額する額

（３）実収月額≦基準生活費　　保険料免除

２　保険料の減免が２ヶ月以上にわたって必要な場合は、上記の算式において実収月額、基準生活費および保険料賦課額は、それぞれ必要な月数の合計額とする。

３　第１項の基準生活費は、生活保護法第８条に基づく「生活保護基準額表」のうち、収容保護施設基準、期末一時扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、一時扶助および放射

線加算を除いた各基準額の１０００分の１２１０に相当する額とする。

４　法 59 条の規定による場合は、入所期間を免除とする。

（減免の割合）

第５条の２　条例第 24 条第１項第２号の規定による減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおり行う。

（１）旧被扶養者に係る所得割額　免除

（２）旧被扶養者（条例第 19 条の２第１号および第２号に該当する世帯に属する旧被扶養者を除く。次項において同じ。）に係る被保険者均等割額および１８歳以上被保険者均等割額（資格取得日の属する月以後２年を経過する月までの間に限る。）５割に相当する額を減額

２　旧被扶養者が属する世帯が賦課限度額に達している場合については、限度額超過分を控除する前の保険料額を用いて減免する額を計算するものとする。

（承認期間）

第６条　第２条第１号の減免の承認期間は３カ月以内とする。ただし、減免の措置を受けた者が３カ月を越えてなお、引き続き減免を必要とする場合は、再度の申請により、さらに３カ月以内で減免期間の延長を承認することができる。

２　第２条第２号の減免の承認期間は、資格発生日から当面の間とする。

（減免の変更）

第７条　区長は、減免の承認を受けた者が、保険料納付能力の回復または、資格の異動等の理由により減免の変更が必要と認められる場合には、減免額の変更を行う。

（減免の取消）

第８条　区長は、偽りの申請その他不正行為により減免の処分を受けた者があった場合には、その処分を取消すとともに、その旨を当該納付義務者に通知するものとする。この場合において、区長は、減免により徴収を免れた期間の保険料を徴収するものとする。

付則

１　この要綱は、昭和 57 年４月１日から適用する。

２　品川区における国民健康保険料徴収猶予および減免取扱要綱（昭和 51 年４月 20 日決定）は廃止する。

付則（昭和 61 年４月１日　２・、２・改正）

付則（平成 13 年３月 22 日改正）

付則（平成 20 年５月 30 日改正）

１　この要綱は、平成 20 年６月１日から適用する。

２　この要綱の施行日より前に健康保険法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 140 号）による改正前の国民健康保険法第 59 条第１号（日本国外にあるとき）に該当したことを理由とする減免申請については、なお従前の例による。

付則（平成 22 年５月 17 日改正）

１　この要綱は、平成 22 年４月１日から適用する。

付則（平成３１年４月１日改正）

この要綱は、平成３１年４月１日から適用する。

付則（令和２年２月２７日改正）

この要綱は、令和２年２月２７日から適用する。ただし、第５条第３項中の基準額に係る割合は、８７０分の１０３５と読み替える。